

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S56		終期	—	
予算事業名	急病対策費					(事業コード)	021204				
所管部署	保健所			保健総務課			係	電話番号		内線2941	
交付先(団体,個人等)	旭川赤十字病院										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川赤十字病院が実施する救命救急センター									
	(意図) どういう状態にしたい	三次救急医療機関として高度な専門医療機能を有する当該センターにおいて,重篤救急患者の救命医療を確保し,市民の健康と生命を守る。									
対象事業等の内容	重篤救急患者の救命医療を確保するため,三次救急医療機関として高度な専門医療機能を有する当該センターに対し,運営費補助金を交付する。										
積算方法	補助金対象経費から寄付金その他の収入を控除した額と基準額とを比較し,少ない方の額に1/10を乗じた額を,予算の範囲内で交付する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 開設日数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	365	365	365	366	365						
成果指標と過去5年間の実績	① 患者数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	8,592	9,233	9,337	9,181	8,304						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	
	北海道補助金	23,550	39,400	35,253	35,253	35,253	
	他市町村会補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	医業収益	2,891,443	2,955,613	3,063,742	3,017,036	2,929,216	
	設置者繰入金	218,288	98,089	254,925	225,559	627,984	
	収入合計	3,145,301	3,105,122	3,365,940	3,289,868	3,604,473	
	市補助率(%)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	
	支出合計	3,145,301	3,105,122	3,365,940	3,289,868	3,604,473	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	7,741	7,748	7,757	7,757	7,767		
受益対象者数	9,233	9,337	9,181	8,304	9,181		
補助金単位コスト(単位:円)	838	830	845	934	846		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◆ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) ・他の医療機関で対応できない重篤な患者を最終的に受け入れる役割を果たすことで, 不特定多数の市民へ直接的・間接的に効果が行き渡っている。また, 同様の事業を行っている民間団体等もない。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) ・同センターは, 初療及び二次医療機関からの転送患者を受け入れる後方病院であり, これらの医療機関及び救急搬送機関との連携の下に, 24時間体制で重篤患者を受入れ診療を行っており, 北海道医療計画において三次医療機関として位置づけられているため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) ・当該センターは費用が収益を上回っており, 補助金の交付により運営が確保されている。また, 年間を通じて重篤救急患者の救命医療が行われている。(過去5年間の患者数合計は合計44, 647人)	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	救命救急センターは市民の生命を守るため必要な施設であり, 運営事業の支出超過が続いていることからセンターを維持するため補助金交付を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S55		終期	-	
予算事業名	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金					(事業コード)	021206				
所管部署	保健所			保健総務課			係	電話番号		2941	
交付先(団体,個人等)	一般社団法人 旭川市医師会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	一般社団法人旭川市医師会が設置する旭川市医師会看護専門学校の運営									
	(意図) どういう状態にしたい	看護師及び准看護師の養成を通じて,医療従事者を確保し適正な医療サービスの提供を図る。									
対象事業等の内容	地域における医療従事者を確保するため,看護師及び准看護師の養成を行う当該校の運営費に対し補助を行う。										
積算方法	補助対象経費から当該年度の北海道補助金額を控除した額を超えない額であり,かつ前年度の北海道補助金額の10分の1以内及び予算の範囲内の額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 当該学校卒業者の看護師等就業者数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	122	114	113	114	88						
成果指標と過去5年間の実績	① 市内の人口10万対看護師数 単位:人					② 当学校卒業者の市内医療機関への就職率 単位:%					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,494.8		1,557.1		未確定	60.7	71.1	75.4	72.1	73.1	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	3,010	4,355	3,159	3,844	1,020	
	市補助金	2,146	2,146	2,146	2,146	2,146	
	市以外の補助金	48,510	48,612	49,037	46,945	46,473	
	事業収入	205,093	203,503	188,487	174,930	162,882	
	繰入金	37,593	6,584	8,485	7,662	25,940	
	その他	1,503	1,284	1,338	1,654	1,400	
	収入合計	297,855	266,484	252,652	237,181	239,861	
	市補助率(%)	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	
	支出合計	293,499	263,325	248,808	233,873	239,861	
	うち食糧費,交際費	546	524	322	260	480	
次年度繰越	4,355	3,159	3,844	3,308	0		
市負担額	一般財源	2,146	2,146	2,146	2,146	2,146	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		人工金額	144	146	147	147	149
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	2,290	2,292	2,293	2,293	2,295		
受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	7	7	7	7	7		

適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である
	会計処理については, 例年監査報告を受けており, 適正に処理されている。なお, 令和2年度監査報告は令和3年6月を予定している。 繰越金が補助額を超過した理由は, 積立金を取り崩して運営費を確保したが, コロナウイルス感染症による行事の縮小, 医療機関での実習中止等により, 当初の予算よりも運営費が抑えられたためである。	

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価		
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する	
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない	
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない	
		(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)		◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
			(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外		□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
		2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 准看護師の養成及び准看護師から看護師への養成及び日中働きながら看護師を目指すことを可能にする事業を行っている, 市内で唯一の看護師養成機関である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
			3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 看護師の需要は増加が見込まれており, 養成に対する補助は優先的に進めて行くべき施策である。
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 看護師等の就業者数は100名前後で推移し, 市内への就職率も平成29年度以降は70%を維持しており, 市内の看護師数の維持に寄与している。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
		5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)間接的な受益者は全旭川市民であり, 受益者負担の設定はなじまない。 1(4)看護師及び准看護師を養成する事業の運営費の一部を補助することによって, 医療従事者の充実を図ることを目的していることから, 当該事業を継続して実施する必要があり, 終期の設定はなじまない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	現状においては, 看護師確保のために意義があると認められるが, 補助金の交付に当たっては, その都度妥当性の判断を行う必要がある。
解決に向けた取組	看護職員需要推計や成果指標等を参考とし, 都度, 補助金交付の妥当性を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢化の進行や地域医療構想により, 今後は在宅・介護分野への看護職の需要増が見込まれており, 人材確保や育成を行う必要がある。旭川市医師会看護専門学校は, 日中働きながら看護師を目指すことを可能にする事業を行っている, 市内で唯一の看護師養成機関であり, より幅広い対象者が看護職を目指すことができるよう, 支援を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	歯科医療従事者養成事業補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	R2		終期	—	
予算事業名	歯科医療従事者養成事業補助金					(事業コード)	021245				
所管部署	保健所			保健総務課			係	電話番号		内線2941	
交付先(団体,個人等)	一般社団法人 旭川歯科医師会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	一般社団法人 旭川歯科医師会が実施する歯科医療従事者養成事業									
	(意図) どういう状態にしたい	摂食嚥下障害を持つ者を対象としたリハビリ指導及び在宅歯科診療を含む高度な技術を持つ歯科医療従事者を養成し,市民の健康と生命を守る。									
対象事業等の内容	摂食嚥下障害を持つ者を対象としたリハビリ指導及び在宅歯科診療を含む高度な技術を持つ歯科医療従事者を養成し,摂食嚥下障害等に対応する歯科医療体制を整備するため,一般社団法人旭川歯科医師会が実施する事業に要する経費に対し,補助を行う。										
積算方法	講師手当など補助対象経費の2分の1以内の額を,毎年度予算の範囲内で交付する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 研修会数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 養成者数(延べ人数)					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				300	300	
	北海道補助金						
	他市町村会補助金						
	医業収益						
	設置者繰入金				439	738	
	収入合計				739	1,038	
市補助率(%)				40.6%	28.9%		
支出合計				739	1,038		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源				300	300	
	特定財源						
	人件費	正職員				0.1	0.1
		人工金額				737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				1,037	1,047		
受益対象者数				46	46		
補助金単位コスト(単位:円)				22,543	22,761		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◆ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) ・嚥下障害を持つ患者に対する高度な医療技術を持つ歯科医療従事者を養成することで, 不特定多数の市民へ直接的・間接的に効果が行き渡っている。また, 同様の事業を行っている民間団体等もない。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) ・高齢化が進むことにより, 障害を持つ市民や通院が困難な市民は確実に増加する中で, 摂食嚥下機能を維持し健康の保持増進を行うためには, リハビリ指導や在宅歯科診療に関する高度な技術を持つ歯科医療従事者の養成が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) ・研修会及び実地研修の実施により, 養成歯科医療従事者数は増加傾向にあり, 潤沢とまではいえないが, 高齢化による将来需要増に対する体制整備のため, 人的資源の確保に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢化が進むことにより, 摂食嚥下機能のリハビリや在宅歯科診療への需要増が見込まれるため, これらに対応可能な歯科医療従事者を養成し, 医療体制を整備することが必要である。団体が行う養成事業への補助を継続しながら, 医療体制の整備についても協力を得ていくことが, 市民の健康と生命を守ることにつながる。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市献血推進協議会負担金									
補助金の性格	団体への事業費補助	始期	H13	終期	—					
予算事業名	医療薬事監視指導費	(事業コード)	021202							
所管部署	保健所	医務薬務課	電話番号	内線 2946						
交付先(団体,個人等)	旭川市献血推進協議会									
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市民								
	(意図) どういう状態にしたい	献血思想の普及徹底を図り,医療に要する血液の安定供給を確保する体制を確立する。								
対象事業等の内容	各種献血推進キャンペーンの実施に対し負担金を交付するもので,これにより献血の推進が図られ,血液の安定供給が確保される。									
積算方法	交付対象経費は,旭川市献血推進協議会の事業費のうち普及広報活動に要する経費(飲食に要する経費は対象外)としており,当該経費の総支出額と予算で定めた額を比較して少ない方の額としている。									
事業量指標と過去5年間の実績	① キャンペーン開催回数 単位:					② 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	3	3	3	3	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 献血者数 単位:					② 血液製剤供給数 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	22,671	22,816	25,768	25,330	26,243	137,563	147,740	143,170	132,204	152,866

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	82	78	67	61	55	
	市補助金	250	250	250	250	250	
	協議会負担	110	115	110	120	115	
	その他						
	収入合計	442	443	427	431	420	
	市補助率(%)	56.6%	56.4%	58.5%	58.0%	59.5%	
	支出合計	364	375	366	376	420	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越	78	67	61	55	0	
市負担額	一般財源	250	250	250	250	250	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	610	614	618	618	623	
	受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822	
	補助金単位コスト(単位:円)	2	2	2	2	2	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理については,事務局長の責任の下に行われており,監事から監査報告を受けていることから,適正に処理されている。 繰越金については,負担金交付までに必要な最低限度の運営資金として認められる範囲内であり妥当である。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 負担金交付対象の各種献血推進キャンペーンは, 参加対象を限定しておらず, 広く市民に献血に関する理解と献血思想の普及を図っており, 不特定多数の市民に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない 	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない 	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 各種献血推進キャンペーンは, 新型コロナウイルスの影響により例年より規模を縮小しての実施となったが, 年間を通しての広報活動やPRの影響もあり, 年間の献血者数及び血液製剤供給数は増加した。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 献血思想の普及徹底を図り, 医療に要する血液の安定供給を確保する体制を確立するための事業は, 受益者の負担を求めものではない。また, 当該事業は, 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に規定された市の責務と密接な関わりを有しているため, 補助率の参考基準や終期の設定はなじまない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市献血推進協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	市の補助率が高く, 補助金額の変更が事業執行に与える影響が大きいこと。
解決に向けた取組	他都市の状況を勘案し, 一層効果的な事業となるよう検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の負担が事業予算に占める割合が高く, 負担金がなければ効果的な献血推進キャンペーンを実施することが困難となり, 血液の安定供給に支障を来すおそれがある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	他都市の状況等を参考に補助率や必要性を改めて精査すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	上川中部地域歯科保健推進協議会運営費負担金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H7		終期	-	
予算事業名	歯科保健推進費					(事業コード)		021119			
所管部署	保健所		健康推進課			健康推進係		電話番号	内線 2951		
交付先(団体、個人等)	上川中部地域歯科保健推進協議会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		上川中部地域1市9町の住民								
	(意図) どういう状態にしたい		上川中部地域の住民を対象に広域的な歯科保健対策を推進し, 口腔衛生の啓発と知識の普及を図る。								
対象事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健に関する調査, 研究及び企画に関すること。 ・地域歯科保健計画に関すること。 ・市, 町の歯科保健推進の相互協力及び関係機関等の調整に関すること。 ・口腔衛生思想の普及啓発に関すること。 										
積算方法	交付対象経費の合計に2分の1を乗じた額と, 当該会計年度予算額を比較して少ない方の額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 主催事業開催延回数					② 主催事業参加延人数					単位: 人
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位: 人
	7	5	6	6	-	834	434	589	438	-	
成果指標と過去5年間の実績	① 8020高齢者の歯のコンクール応募者数					②					単位: 人
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位: 人
	144	120	154	148	-						

2 収支状況等

単位: 千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	10	2	9	15	18
	市補助金	760	760	760	760	760
	旭川歯科医師会	600	600	600	600	600
	9町(各町20,000負担)	180	180	180	180	180
	その他					
	収入合計	1,550	1,542	1,549	1,555	1,558
	市補助率(%)	49.0%	49.3%	49.1%	48.9%	48.8%
支出合計	1,548	1,533	1,534	1,537	1,558	
うち食糧費, 交際費						
次年度繰越	2	9	15	18	0	
一般財源	760	760	760	760	760	
特定財源						
市負担額	人件費	正職員	人工	0.05	0.05	0.05
		金額	360	364	368	368
	臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費					
合計	1,120	1,124	1,128	1,128	1,133	
受益対象者数	395,841	392,559	388,627	385,318	382,067	
補助金単位コスト(単位: 円)	3	3	3	3	3	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 総会において, 監事から会計監査報告が行われている。						

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		上川中部1市9町及び旭川歯科医師会等の関係団体により構成され, 広域的な歯科保健事業を行う団体である。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		上川中部1市9町及び旭川歯科医師会が運営に要する経費を負担している。補助金廃止の場合には, 運営に多大な支障が出ることが考えられ, 歯科疾患の減少, 医療費の圧縮等に悪影響がある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		関係機関・団体等が連携し, 継続的に多様な活動が展開され, 地域住民の口腔の健康に関する意識や行動の改善がみられる(80歳で20歯以上有する人が, 24.4%(H23)から37.7%(H28)へ増加しているほか, 各種健康指標も増加している。「健康日本21旭川計画アンケート調査結果より」)。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 ・上川中部地域における歯科保健の推進のために設立された団体であり, 受益者負担を設定した事業を行っておらず, また, 継続的に取り組む必要があるため, 終期設定はしていない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	上川中部地域歯科保健推進協議会運営費負担金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	一層効果的な事業となるよう内容について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成29年度以降	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項などを踏まえ, 幅広く関係職種間の連携促進を図りながら, 食育, 生活習慣病予防, 医療連携など, 健康づくり全般を視野に入れた口腔衛生の啓発と知識の普及を推進している。 なお, 令和2年度からは主に高齢者を対象とした口腔機能維持向上のための口の体操(健口体操)を紹介する動画を制作・周知するなど, 新たな周知媒体を活用することで, 口の健康への意識が高まるよう工夫をしながら事業構築を行っている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一層効果的な事業の実施。
解決に向けた取組	事業の企画実施において, 広く関係機関・団体との連携を密にし, 各種事業の充実を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	同団体が実施する歯科保健推進事業により, 歯科疾患の予防や口腔衛生意識の向上を通じた健康の保持増進に係る多くの情報提供がなされており, 歯科口腔保健の推進に関する法律なども踏まえ, 今後更なる口腔衛生意識の普及を推進していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	引き続き, 一層効果的な事業となるよう内容及び啓発・周知方法等を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H11		終期	-	
予算事業名	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金					(事業コード)	021116				
所管部署	保健所		健康推進課			こころの健康係	電話番号	内 2986			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 旭川いのちの電話										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉法人旭川いのちの電話が実施する相談員養成事業									
	(意図) どういう状態にしたい	相談員の養成,確保,資質の向上により,市民の抱える様々な悩みに対応できるようにする。									
対象事業等の内容	市民が抱える様々な悩みに対応する社会福祉法人旭川いのちの電話で活動を行う電話相談員の養成と資質の向上を目的とし,地域福祉の向上を図る。										
積算方法	補助対象経費に2分の1を乗じた金額と補助対象経費から補助金収入(北海道,上川管内町村会),北海道共同募金収入,事業収入(受講料)を除いた金額と当該会計年度予算で定めた範囲の額を比較して少ない方と,当該会計年度予算で定めた範囲内の金額を比較して少ない方の額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 電話相談員数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	110	100	109	108	102						
成果指標と過去5年間の実績	① 電話相談件数					②					
	単位:件					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	14,946	13,421	12,933	12,507	10,575						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	0	0	0	0	0	
	市補助金	600	600	600	800	800	
	協議会負担	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	
	共同募金	800	720	720	720	720	
	受講料	643	333	465	414	600	
	その他	906	1,120	1,003	189	833	
	収入合計	4,091	3,915	3,930	3,265	4,095	
	市補助率(%)	14.7%	15.3%	15.3%	24.5%	19.5%	
	支出合計	4,091	3,915	3,930	3,265	4,095	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源	600	600	600	800	800	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	960	964	968	1,168	1,173		
受益対象者数	13,421	12,933	12,507	10,575	12,875		
補助金単位コスト(単位:円)	72	75	77	110	91		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価		
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない	
		(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
			(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上		□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
		(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付		◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
		2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
			3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス業等を提供する団体等がない。 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす。 厳しい財政状況の中, 外の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である。
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市民が抱える様々な悩みに対応できるよう電話相談員の安定的な確保のため, 昨年度においては養成講座を54回開催。新規相談員の養成及び現職向け研修を継続開催し相談員の減少に歯止めをかけ, かつ, 資質の向上を図ることで, 市民が安心して相談できる相談体制の維持に貢献し, もって住民福祉の向上に寄与できている。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
		5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)について, 補助対象は電話相談件数の養成に係る事業であるが, 受益者は電話による相談をする方であり, 負担額を設定すること等は馴染まない。 1(4)について, 社会状況が変化し, ライフスタイルが多様化する一方で, 社会の閉塞感により人々の孤独と不安は増しており, 当該団体の役割は高まっている。自殺対策の一環として, 充実した相談活動の継続を維持を期待できることから, 補助金交付に係る終期設定は馴染まない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	社会状況が変化し, ライフスタイルが多様化する一方で, 社会の閉塞感により人々の孤独と不安は増し, 市民の様々な悩みに対応する当該団体の役割は高まっている, 活動維持向上のため補助金の継続は妥当である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	幼児むし歯予防(フッ素洗口)事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H7		終期	-	
予算事業名	歯科保健推進費					(事業コード)	021119				
所管部署	保健所		健康推進課			健康推進係	電話番号	内線 2951			
交付先(団体,個人等)	一般社団法人 旭川歯科医師会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	市内の幼稚園及び保育園児									
	(意図) どういう状態にしたい	むし歯になりやすい時期である幼児の歯質の強化を図るため, フッ素洗口を実施し幼児の歯科疾患の予防に努める。									
対象事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ素洗口 ・フッ素洗口実施指導 ・父母に対するフッ素洗口法によるむし歯予防啓発活動 										
積算方法	補助対象経費の総額と市の当該会計年度予算額を比較して少ない方の額										
事業量指標と過去5年間の実績	① フッ素洗口実施人数					② フッ素洗口啓発・指導箇所件数					単位: 件
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	2,139	2,013	2,026	1,975	1,858	40	40	40	40	41	
成果指標と過去5年間の実績	① 12歳児のむし歯数					②					単位: 本
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8						

2収支状況等

単位: 千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	旭川歯科医師会	19	88	10	17	17	
	その他						
	収入合計	1,019	1,088	1,010	1,017	1,017	
	市補助率(%)	98.1%	91.9%	99.0%	98.3%	98.3%	
	支出合計	1,019	1,088	1,010	1,017	1,017	
	うち食糧費, 交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	1,360	1,364	1,368	1,368	1,373	
	受益対象者数	2,013	2,026	1,975	1,858	1,858	
	補助金単位コスト(単位: 円)	676	673	693	736	739	
適格性	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている 					
	団体の運営, 会計処理等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 総会において, 監事から会計監査報告が行われている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 就学前の幼稚園・保育園児等に対する歯科保健対策は特に無く, 重点施策である子育て支援の観点からも, 推進すべき事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない 	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助金廃止の場合には, 事業の維持が困難となり, むし歯などによる患者の減少や医療費の圧縮等に悪影響がある。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない 	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 幼児期から継続的にフッ化物洗口が実施されるとともに, むし歯予防に対する意識が高まり, 児童のむし歯の減少がみられる(市内12歳児の平均むし歯本数が平成24年度の1.6本から令和2年度には0.8本まで減少)。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらにフッ化物洗口の普及を進めていくべきとの考えから, 現段階では受益者負担を求めている。 ・積極的に支援すべき政策的事業であることから, 交付基準のただし書きにより, 補助率の参考基準を適用していない。 ・フッ化物洗口の普及のため継続して行う必要があり, 終期設定はしていない。 		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	幼児むし歯予防(フッ素洗口)事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一層の普及推進
解決に向けた取組	実施主体である旭川歯科医師会や関係機関・団体と連携し, フッ化物洗口の理解促進につながる効果的な情報提供を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	保護者や保育関係者が効果的にむし歯予防を実施できる環境が提供されており, 国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や北海道歯科保健医療計画においても普及が推進されていることなどを踏まえ, 今後更なる普及を推進するためにも事業の継続が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	(一社)旭川翔輝会事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S48		終期	-	
予算事業名	難病相談支援費					(事業コード)	021120				
所管部署	保健所		健康推進課			健康推進係		電話番号	2951		
交付先(団体,個人等)	(一社)旭川翔輝会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	難病患者及びその家族									
	(意図) どういう状態にしたい	難病患者及びその家族が抱えている療養上・日常生活上の悩みや不安を解消し,安定した療養生活を送る。									
対象事業等の内容	・難病患者やその家族への相談事業(相談員の資質向上に係る事業を含む。) ・難病患者やその家族相互の情報交換・情報共有に係る事業 ・難病に係る普及啓発事業										
積算方法	対象経費から補助対象となる事業への市以外の補助金その他の収入を除いた額に1/2を乗じた金額と,当該会計年度予算で定めた範囲内の金額を比較して少ない方の額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 相談活動件数					② 機関誌発行回数(年)					
	単位:件					単位:回					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
2,404	2,432	2,698	2,019	-	3	3	3	3	-		
成果指標と過去5年間の実績	① 機関誌発行部数(年)					②					
	単位:人					単位:部					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
5,850	5,850	5,850	4,232	-							

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	1,050	1,050	915		1,050	
	その他	1,156	1,680	1,127		1,150	
	収入合計	2,206	2,730	2,042		2,200	
	市補助率(%)	47.6%	38.5%	44.8%		47.7%	
	支出合計	2,206	2,730	2,042		2,200	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	1,050	1,050	915		1,050	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05		0.05
		人工金額	360	364	368		373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,410	1,414	1,283		1,423		
受益対象者数	5,500	5,500	5,500		5,500		
補助金単位コスト(単位:円)	256	257	233		259		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 特定の個人に限定せず, 難病患者やその家族へ支援を行うとともに, 広く市民に対し難病についての正しい知識の普及啓発を実施。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない 	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 収益性にとぼしいため, 補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。指定難病の特定医療費受給者は市内約3,700人で, その数は増加傾向にあることから, 今後も継続的な支援体制が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない 	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 難病患者による, 難病患者やその家族向けの療養生活等の相談事業や情報発信事業などに, 事業費の50%を補助することで, 相談体制を維持することができ, 年間2,000件以上の相談等を行うなど継続した難病患者への支援体制づくりに貢献した。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 難病患者や家族が抱えている療養上, 日常生活上の悩みや不安の解消を図るために行う相談事業や情報交換・情報共有に係る事業を補助対象としており, 受益者負担は設定していない。また, 難病は原因不明で, かつ, 根本的な治療がなく, 生涯にわたって療養が必要であるため, 患者・家族への継続的な支援が必須であることから, 終期設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	一般社団法人旭川翔輝会事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	周辺町からの負担の在り方などについて見直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成25年度~	市外利用者分については補助対象外とし, 区分けしている。周辺町に対しては団体から支援要請を行っており, 今後も引き続き要請を行う予定。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	難病患者その家族が抱えている療養上・日常生活上の悩みや不安を解消し, 安定した療養生活を送ることに資するため, 補助金の継続が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	他都市の状況を踏まえ, 支援のあり方について検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市定期の予防接種に係る接種費用補助金										
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	H27		終期		
予算事業名	予防接種費					(事業コード)	022109				
所管部署	保健所		健康推進課			保健予防係	電話番号	内2955			
交付先(団体,個人等)	個人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	接種日において本市に住民登録している者のうち,保護者の里帰り出産等の理由により,本市以外で定期接種を受けた者の保護者等で,事前に本市から予防接種実施依頼書の交付を受けた者。									
	(意図) どういう状態にしたい	公衆衛生の見地から,予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するため,定期接種を受ける機会を確保するとともに,市内で接種する方との格差是正を図る。									
対象事業等の内容	A類疾病について,里帰り出産等の理由により,本市で定期接種を受けることが困難な者に対し,市外で接種費用を負担した場合に,本市における接種委託料を上限として補助する。平成25年3月の「予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を受け,平成27年度より実施している。										
積算方法	市外で接種した際の接種費用の実費分について,領収書を元に審査し,本市における接種委託料を上限として補助する。ただし,年度内の接種分について,当該年度中に申請があったものに限る。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 予防接種実施者数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	58	55	56	55	53						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付総額					②					
	単位:千円					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,763	1,548	1,842	1,721	1,997						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	1,548	1,842	1,769	1,997	2,451	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	1,548	1,842	1,769	1,997	2,451	
	市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計						
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	1,548	1,842	1,769	1,997	2,451	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	1,908	2,206	2,137	2,365	2,824		
受益対象者数		55	56	55	53	55	
補助金単位コスト(単位:円)		34,691	39,393	38,855	44,623	51,345	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
	本補助金は,旭川市定期の予防接種に係る接種費用補助金交付要綱に基づき,里帰り出産等により市外で定期接種を受けた際に,保護者等が接種費用を自己負担した分について補助金を交付する事業であり,医療機関から発行された領収書を受領して審査の上,補助金額を決定しており,適正に処理している。						

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 定期の予防接種については, 各自治体を実施するものであって, 民営化・自立化がなされる余地はないため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 予防接種法により, 定期の予防接種の実施は, 市町村長に実施義務があるため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 里帰り出産等により市内で定期接種を受けることができない者(53人)が, 市外での定期の予防接種の実施により感染症予防の目的を達することができた。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 「補助率の参考基準」については, 実施に定期接種にかかった実費分に対する補助のため, 合致しない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	公益性, 必要性, 効果が高い事業のため, 今後も継続実施とする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市特別の理由による任意の予防接種費用補助金										
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	R1		終期		
予算事業名	予防接種費					(事業コード)	022109				
所管部署	保健所		健康推進課			保健予防係	電話番号	内2955			
交付先(団体,個人等)	個人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	造血幹細胞移植等により接種済みの定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者で再度任意の予防接種を行う日において旭川市に住民登録がある20歳未満の者の保護者等									
	(意図) どういう状態にしたい	定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者が,再度任意の予防接種を受けることにより,国民の全体の免疫水準を維持し,感染症のまん延を防止する。									
対象事業等の内容	A類疾病について,造血幹細胞移植等の理由により,既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと医師が判断した者の保護者等に対し,再度任意の予防接種を行った際の費用について,本市における接種委託料を上限として補助する。										
積算方法	接種費用の実費分について,領収書を元に審査し,本市における接種委託料を上限として補助する。ただし,接種をした年度中に申請があったものに限る。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 任意の予防接種実施者数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				2	0						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付総額					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				49	0						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金			49		307	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計			49		307	
	市補助率(%)			100.0%		100.0%	
	支出合計			49		307	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源			49		307	
	特定財源						
	人件費	正職員			0.05		0.05
		人工金額			368		373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計			417		680		
受益対象者数			2		2		
補助金単位コスト(単位:円)			208,500		340,000		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
		本補助金は, 旭川市特別の理由による任意の予防接種費用補助金交付要綱に基づき, 造血幹細胞移植等により接種済みの定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者が, 再度任意で定期接種を受けた際の接種費用の自己負担分について, その保護者等へ補助金を交付する事業であり, 医療機関から発行された領収書を受領して審査の上, 補助金額を決定しており, 適正に処理している。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 予防接種は, 各自治体を実施するものであり, 既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと考えられる者の任意の予防接種に対する補助は, 民営化・自立化がなされる余地はないため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 公衆衛生の見地から, 予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するとともに, 既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと考えられる者が任意の予防接種を行う際の保護者等の経済的負担を軽減を図る事業であり, 当該補助事業以外に類似したサービス等を提供する団体等がないため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 定期の予防接種委託料と同額の補助金交付により, 保護者等の経済的負担を軽減することで, 任意の予防接種を受けやすくし, 感染症予防の目的を達成することができる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 「補助率の参考基準」については, 定期の予防接種に係る予防接種の種類ごとに委託契約している単価を上限とし, 実際にかかった実費分に対する補助のため, 合致しない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	公益性, 必要性, 効果が高い事業のため, 今後も継続して実施する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市新型コロナウイルス感染症大規模クラスター発生医療機関特別支援金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	新型コロナウイルス対策医療機関等緊急支援費					(事業コード)	022115				
所管部署	保健所		健康推進課			保健予防係	電話番号	内線2954			
交付先(団体,個人等)	医療法人社団 慶友会 吉田病院										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	新型コロナウイルス感染症の大規模クラスター発生医療機関									
	(意図) どういう状態にしたい	支援金の支給により,医療機関がクラスター対応を行いながら医療機関としての機能を維持する。									
対象事業等の内容	大規模クラスターが発生した医療機関に対し,クラスター対応を行いながら医療機関としての機能を維持できるよう支援金を支給する。										
積算方法	1支給対象者につき1回限り 上限額を500万円とし,集団感染の状況により,予算の範囲内で市長が定める。										
事業量指標と過去5年間の実績	① クラスター発生医療機関(当該事業対象分) 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 支援金支給医療機関 単位:者					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				5,000		
	自己負担				556		
	その他						
	収入合計				5,556		
	市補助率(%)				90.0%		
	支出合計				5,556		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				5,000		
	人件費	正職員				0.05	
		人工金額				368	
	その他事務費						
合計				5,368			
受益対象者数				263			
補助金単位コスト(単位:円)				20,411			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
本補助金は,旭川市新型コロナウイルス感染症大規模クラスター発生医療機関特別支援金支給要綱に基づき,大規模クラスター発生医療機関が,クラスター対応を行いながら医療機関としての機能を維持できるよう当該医療機関に対し緊急的に支援金を支給する事業であり,実績報告書とともに提出された領収書等の支出証書類を受領して審査を行っており,適正に処理している。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◆ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターが発生した医療機関を支援することで, 医療機関としての機能を維持する目的であることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターが発生した医療機関の機能を維持するため, 必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターが発生した医療機関1件に対し支援金の支給により, 医療機関としての機能維持に寄与した。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 新型コロナウイルス感染症の大規模クラスター発生医療機関を緊急的に支援するため。また, 全額国の臨時交付金の対象経費として実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川精神障害者家族連合会運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S49		終期	—	
予算事業名	地域精神保健活動費					(事業コード)	031314				
所管部署	保健所		健康推進課		こころの健康係		電話番号	内 2986			
交付先(団体,個人等)	旭川精神障害者家族連合会(団体)										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	精神障害者とその家族									
	(意図) どういう状態にしたい	精神障害者やその家族同士の交流により,精神障害者の社会参加や相談の場を確保する。									
対象事業等の内容	精神衛生事業の普及と精神障害者をもつ立場での関連する諸問題の解決に向けて,各種企画事業を運営している旭川精神障害者家族連合会に補助金を交付する。										
積算方法	補助対象経費に2分の1を乗じた額と当該会計年度予算額を比較して少ない方の額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 会員数					② 主催事業					
	単位:人					単位:回					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	107	82	86	84	85	1	2	2	2	1	
成果指標と過去5年間の実績	① 主催事業参加者					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	17	60	19	91	15						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	43	14	32	40	41	
	市補助金	200	200	200	200	200	
	会費	240	254	265	262	260	
	交付金	50	100	100	100	100	
	寄付金	22	1	1	1	3	
	その他	73	82	109	3	16	
	収入合計	628	651	707	606	620	
市補助率(%)	31.8%	30.7%	28.3%	33.0%	32.3%		
支出合計	614	619	667	565	620		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	14	32	40	41	0		
市負担額	一般財源	200	200	200	200	200	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	560	564	568	568	573		
受益対象者数	82	86	84	85	86		
補助金単位コスト(単位:円)	6,829	6,558	6,762	6,682	6,663		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
		(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
		2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている。
	3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス等を提供する団体がない。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 家族相談会, 電話相談, 個別家族相談にて当事者家族の悩みや相談に応じており, 昨年は12回計38名参加している。定例会を通じて相談活動の場を設けることにより, 本市の住民福祉の向上に寄与することができた。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(4)について, 精神障害者の自立・社会復帰等に係る支援のみならず, 当事者家族の悩みや相談に応じる社会的な受け皿としての活動に取組んでおり, 他の団体による代替性が低く, 終期を設定することは, 福祉増進活動等の充実を図るという目的にそぐわない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川精神障害者家族連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者の社会参加の促進につながることで, また, 精神障害者の家族も同じ悩みを抱える他家族との交流を通じて相互の情報交換も広く行われることから補助金交付は継続するのが妥当である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川地方食品衛生協会事業負担金											
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H12		終期	-		
予算事業名	食品衛生指導費					(事業コード)		022101				
所管部署	保健所		衛生検査課			食品保健係		電話番号	内線2973			
交付先(団体,個人等)	旭川地方食品衛生協会事業負担金											
交付目的	(対象) 誰,何に対して		旭川地方食品衛生協会									
	(意図) どういう状態にしたい		食品衛生をはじめ,公衆衛生思想の普及・推進を図る。									
対象事業等の内容	食品衛生の普及啓発,情報提供(ホームページや機関誌),各種講習会,研修会及び巡回指導を実施し,本市の食品衛生行政の推進につながるものである。											
積算方法	単価を5円とし,これに前年度4月1日現在の旭川市人口を乗じた額とする。ただし,1万円未満で四捨五入し,当該会計年度予算で定めた額の範囲内とする。											
事業量指標と過去5年間の実績	① 講習会・研修会受講数					単位:名		②				単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02		
	1,150	1,048	1,107	1,001	851							
成果指標と過去5年間の実績	① 食中毒発生件数					単位:件		②				単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02		
	6	13	6	12	1							

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	418	139	533	299	422
		市補助金	1,720	1,710	1,690	1,680	1,660
		公共団体助成金	250	250	250	250	249
		道食協補助金	705	688	746	694	698
		日食協補助金	149	144	145	144	144
		その他	11,546	11,737	10,571	12,941	11,213
		収入合計	14,788	14,668	13,935	16,008	14,386
	市補助率(%)	11.6%	11.7%	12.1%	10.5%	11.5%	
	支出合計	14,649	14,136	13,636	15,586	14,386	
	うち食糧費,交際費	119	65	78	30	100	
次年度繰越	139	533	299	422	0		
市負担額	一般財源		1,720	1,710	1,690	1,680	1,660
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計		2,441	2,438	2,427	2,417	2,407	
受益対象者数		341,335	338,558	335,323	332,610	329,822	
補助金単位コスト(単位:円)		7	7	7	7	7	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理については,会計責任者のもと行われており,また,総会開催までに,監査から会計監査報告を受けており適正に処理されている。繰越金については,点検見直しの結果妥当な状況となっている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する (※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 食品関係事業者に対して、食品衛生に係る知識の普及啓発・支援を行うことで、飲食物に起因する危害の発生(食中毒等)を防止することで、間接的に市民に対する食の安全を確保している。また、夏祭り等に合わせて行われる街頭啓発では、市民に対して直接的に食品衛生の知識の啓発を図っており、これにより市内の食中毒等の発生防止に寄与している。同様の事業を行う団体はほかにない。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 同協会は、営業者及び市民に食品衛生に係る知識の普及向上を行い、行政を補完する役割を担っている。また、市長の指定を受け、食品衛生責任者講習会の運営や事業者における衛生管理の支援等を行っており、同協会の活動は、市民の食の安全の確保に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 食品衛生指導員による食品関係施設の積極的な巡回指導(例年約300施設を巡回)、食の安全・安心・五つ星事業等(現在26施設が取組中)を行っており、行政では実施困難な事業者の目線に立ったきめ細かな支援を行っているほか、市民向けには食中毒予防3原則の街頭啓発(うちわ等のグッズ配布。450セット)を行うことで、本市の食品衛生の向上に寄与していると考えられる。なお、同様の事業を行う団体はほかになく、道内他自治体においても本市と同様の目的で同協会へ負担金を交付していることから、本市においても食品衛生を向上を図るため、今後も負担金を継続していく必要がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 (1)補助対象経費としては、運営事業費、教育助成調整費、教育活動費及び事業調整費となっており、事業に研修も含むが、衛生教育的内容となっており、概ね合致している。 (2)受益者負担がないことから、合致しない。 (3)補助率の参考基準によらない積算のため、合致しない。※ (4)食品衛生や公衆衛生思想の普及・推進は、市民ひいては国民の健康保護のため恒久的に取り組む必要があるため、終期の設定はなじまない。 ※負担金額は、単価を5円とし、前年度4月1日現在の旭川市人口を乗じ、1万円未満を四捨五入して算出しており、この算出方法は、中核市移行の際に1市8町(現在は9町)の申し合わせにより決定されている。	

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川地方食品衛生協会事業負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	市負担金の必要性も含めて、補助基準額等について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成28年～平成30年	協会との会合等の場において、随時、市の負担金は、公益性が高く、市が行うよりも協会が行うメリットがある事業へ負担金を充てる必要があることについて協会へ説明したところ、令和元年度から、新たに「食の安全・安心五つ星事業」を開始し、食品関係事業者の自主衛生管理を推進している。これは、市民における食中毒防止に寄与しているものと考えられる。
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果
令和R2年	令和2年度については、協会事務局宛て、今後、さらに計画的に市の負担金の交付目的にあうよう事業に負担金を充当し、また、必要に応じて既存の事業の見直しも行うことが必要である旨を説明し、現状の課題について共有した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	負担金(補助金)の算出が市の補助方法に基づいていないため、補助のあり方について、協会と協議していく必要がある。
解決に向けた取組	令和3年度中に協会役員と2回の意見交換会の場を設けて、より負担金の趣旨にあった事業展開を行うよう説明を行うとともに、当課からも重点的に取り組むべき事項を協会に例示することで負担金が適正かつより効果的に活用されるよう促し(6月頃)、効果的な負担金の充当方法の計画案の提示を求める予定(10月頃)である。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	道内各自治体において各食品衛生協会への負担金(補助金)の交付を行っており、負担金の終了・減額等の措置を行った場合、協会の行う自主衛生管理の推進や、市民に対する公衆衛生意識の普及啓発活動に支障をきたし、食中毒等の重大事故が発生するなど市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、負担金の活用方法を協議し、より効果的な事業に負担金を活用することを前提に、協会の負担金は継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	市負担金の積算方法等について、引き続き検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川浴場組合活性化事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H3		終期	-	
予算事業名	公衆浴場支援費					(事業コード)	022107				
所管部署	保健所		衛生検査課			生活衛生係		電話番号	内線 2971		
交付先(団体,個人等)	旭川浴場組合										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	普通浴場の経営者で組織する旭川浴場組合									
	(意図) どういう状態にしたい	市民の保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防ぎ, 経営を安定させ, 市民の普通浴場利用の機会の確保を図る。									
対象事業等の内容	普通浴場の活性化対策として旭川浴場組合が行う銭湯スタンプラリーや夏休み子供とふれあい入浴等の事業に対し, 補助金を交付する。										
積算方法	対象事業費の1/2以内(当該会計年度予算の範囲内)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種事業数					②					
	単位:事業					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	7	7	6	5	5						
成果指標と過去5年間の実績	① スタンプラリーポイントに応じた景品引換人数					② 1日の平均入浴客数(旭川浴場組合加入施設)					
	単位:人					単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	156	206	246	164	155	67.7	63.4	65.0	65.7	69.9	

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	1,000	800	800	700	800	
	協議会負担	397	360	381	372	336	
	組合助成金	100	100	100	100	200	
	スタンプラリー負担金	18	10	52	0	24	
	イベント負担金	386	330	267	229	240	
	その他	100				1	
	収入合計	2,001	1,600	1,600	1,401	1,601	
	市補助率(%)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計	2,001	1,600	1,600	1,401	1,601	
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	1,000	800	800	700	800	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,721	1,528	1,537	1,437	1,547		
受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	5	5	5	4	5		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
旭川浴場組合活性化事業収支決算書及び関係領収書を精査した結果, 適正に処理されている。事業計画どおり事業が実施されており, 補助目的と整合性が図られている。							

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 普通浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに, 市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 公衆衛生上確保することが不可欠な普通浴場の経営安定のため, 自主事業として公衆浴場の活性化を促すことにより, 市民の公衆浴場利用の機会を増やす目的で構築した補助事業である。したがって, 本補助事業は市内の普通浴場の減少を防止するために必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市内普通浴場の業態は様々であるため, 一律に効果を検証することは難しいが, 一日の平均入浴客数が過去5年間, ほぼ一定の入浴客数を維持していることから, 効果があると認識している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2) 受益者負担について, 受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は, 物価統制令に基づき統制されているため, 統制額を超えて, 負担を求めることはできない。 1(4) 見直し期間について, 市民の浴場利用の機会の確保を継続する必要があるため, 終期の設定はなさない。 4 普通浴場はその規模や業態が多様で, 経営状況も異なることから, 補助金の効果を一律に量ることはできないが, 一日の平均入浴客数が過去5年間, ほぼ一定の入浴客数を維持していることから効果があると認識している。	

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川浴場組合活性化事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	関係部局や交付先との調整が整わず, 現時点では見直しに至っていないが, 見直しに向け, 関係団体や関係部局と調整する。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	両補助金の目的, 補助対象, 算定方法等が一致していないことから, 統合に当たっては, 補助事業の見直しも含めた検討が必要である。
解決に向けた取組	福祉保険部などの関係部局と連携しながら検討するが, 組合との意見交換の結果によっては統合については再検討する必要がある。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行の補助方法が最も適切と考えるが, 「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合も含めた補助事業の在り方について検討が必要である。
外部評価	見直し	浴場が減少している現状を踏まえ, 浴場組合への支援の観点から, 「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合による効率的な執行も念頭に見直すこと。
2次評価	見直し	外部評価に同じ。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金										
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	S58		終期	—	
予算事業名	公衆浴場支援費					(事業コード)	022107				
所管部署	保健所		衛生検査課			生活衛生係		電話番号	内線 2971		
交付先(団体,個人等)	旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受け,かつ北海道公衆浴場業生活衛生同業組合の行う公衆浴場設備整備事業の補助対象設備を整備した旭川市内の普通浴場経営者(旭川浴場組合を構成する普通浴場経営者)										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受けた旭川市内の普通浴場									
	(意図) どういう状態にしたい	保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防止し,かつ,設備の改善を促進し,レジオネラ症を防止するなど,市民が常時,衛生的に入浴する機会を確保する。									
対象事業等の内容	旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受けた旭川市内の普通浴場経営者が,北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆浴場設備整備事業における補助対象設備の整備(※)に要した経費に対し,予算の範囲内で補助金を交付する。(※ 前年度又は前々年度に実施した整備が補助対象となる。)										
積算方法	補助対象設備の整備に要する経費のうち,運搬費,据付費及び付帯工事費を除いた経費を補助対象経費とし,旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱に定める施設の区分に応じ,同要綱に定める補助率を乗じた額を補助する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 設備整備を行った普通浴場数					② 設備整備を行った普通浴場の率					
	単位:施設	単位:%									
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	0	0	0	0	4	0	0	0	0	26.7	
成果指標と過去5年間の実績	① 旭川浴場組合加入施設数(市内)					② 1日平均入浴客数(旭川浴場組合加入施設)					
	単位:施設	単位:人									
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	22	20	18	18	15	67.7	63.4	65.0	65.7	65.6	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	313				2,183	
	協議会負担	313				2,183	
	経営者負担	1,056				1,231	
	その他						
	収入合計	1,682				5,597	
	市補助率(%)	18.6%				39.0%	
	支出合計	1,682				5,597	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	313				2,183	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1				0.1
		人工金額	721				747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	1,034				2,930		
受益対象者数	341,335				329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	3				9		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		事業実績報告書及び関係領収書を精査した結果,適正に処理されている。 旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱に基づいた事業が実施されており,補助目的と整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 普通浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに, 市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているため。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 市民の生活に必要不可欠な普通浴場の経営を安定させるために設置した補助金である。したがって本補助金が廃止, 縮小されれば普通浴場の減少につながる可能性がある。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市内普通浴場の業態は様々であるが, 補助対象事業の収支状況の市負担割合が39%と高いことから普通浴場の経営安定のためには不可欠な補助金であり, 普通浴場の廃業を防止するために一定の効果があると認識している。	(左の内容を踏まえての評価) □ 効果が高い ■ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2) 受益者負担について, 受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は物価統制令に基づき統制されているため, 統制額を超えて, 負担を求めることはできない。 1(3) 補助率の参考基準について, 対象浴場の区分により, 補助率が異なるため, 単純に評価できない。なお, 補助率は, 施設の経営状況等による区分により, 1/2, 1/4又は1/6になっている。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	現在, 本市要綱では道が交付した補助金の額と同額を交付するとしていることから, 道の額が確定した(設備整備を行った)翌年以降に交付している。しかし, 前年度の整備事業に対して補助金を交付するという仕組みが一般的な補助の方法に依らないため制度の在り方の検討が必要である。
解決に向けた取組	道の額が確定していない段階での予算計上は困難であるが, 道や組合との協議を重ね, 本市要綱の見直しを含めた制度の在り方についての検討が必要である。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行の補助方法が最も適当と考えるが, 要綱の見直しを含めた制度の在り方についての検討が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	新しい生活様式取組支援事業補助金										
補助金の性格	団体・個人への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	新しい生活様式取組支援事業					(事業コード)	022113				
所管部署	保健所		衛生検査課			生活衛生係		電話番号	内線2971		
交付先(団体,個人等)	旭川市内で生活衛生に関わる店舗を営業し,その店舗において「新しい生活様式」の実践などの要件を満たした事										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内で生活衛生に関わる店舗を営業し,その店舗において「新しい生活様式」の実践などの要件を満たした事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	店舗が「新しい生活様式」に取組み,その取組状況を広く周知することで,店舗における感染リスクの低減や安心して店舗を利用できる環境づくりなど,「新しい生活様式」の実践・定着を図る。									
対象事業等の内容	「新しい生活様式」の実践などの要件を満たした事業者に支援金(3万円)と取組宣言ステッカーを交付する。事業者はステッカーで取組を宣言し,また,その取組事例を市ホームページなどで紹介することで「新しい生活様式」の実践・定着を図る。										
積算方法	店舗ごとに3万円の支援金を補助する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 支援を実施した施設数					② ステッカー交付枚数					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					2,702					2,752	
成果指標と過去5年間の実績	① 対象施設数					② 支援を実施した施設の率					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					5,808					46.5	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				84,567		
	協議会負担						
	その他						
	収入合計				84,567		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計						
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				84,567		
	人件費	正職員				0.2	
		人工金額				1,473	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員				2,435		
	その他事務費				1,069		
合計				89,544			
受益対象者数				332,610			
補助金単位コスト(単位:円)				269			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	□ 合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		□ 概ね合致する	
◇ 上記以外		□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 市民の生活に密接に関わる生活衛生関係営業施設に対し, 「新しい生活様式」の取組を支援することで, 本市における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止につなげようとするものであることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につなげるため, 生活衛生関係営業施設への支援が求められており, 必要性が高かった。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 生活衛生関係営業施設2,702件に支援することで, ステッカーによる取組宣言やその取組事例をホームページに掲載することなどで, 「新しい生活様式」の取組推進に一定の効果があった。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
	5その他 「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に生活衛生関係営業施設を支援するため, また, 全額, 国の臨時交付金の対象経費として実施したものである。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)